

公立・小中学校規模の標準に関する国・県の基準等について

- 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日 文部省令第11号）
 - 第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
 - 第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。

- 平成20年4月25日付、義教第228号で茨城県教育委員会教育長から出された公立小・中学校の適正規模にかかる指針において示された「小・中学校の適正規模の基準は、次のとおり。
 - ※ 小学校・・クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。
 - ※ 中学校・・クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。（国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能。）

- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年6月27日政令第189号）
 - （適正な学校規模の条件）
 - 第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。
 - （1）学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
 - （2）通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。
 - 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。
 - 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

- 複式学級に関する茨城県の基準は、次のとおり。
 - 【小学校】 2つの学年を合わせた児童数が、
 - ① 第1学年の児童を含む場合には、8人以下となった場合
 - ② 第1学年を含まない場合には、16人以下となった場合。
 - 【中学校】
 - 学年にかかわらず、2つの学年を合わせた生徒数が、8人以下となった場合。